

宇都宮市もったいない運動20周年記念事業 企画・運營業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

宇都宮市もったいない運動20周年記念事業 企画・運營業務委託

2 業務の目的・背景

- もったいない運動は、次世代へ宇都宮市の自然や魅力を継承することを目指した宇都宮市独自の運動として始まり、もったいない運動市民会議は、その意思を引き継ぎ、宇都宮市の環境事業において市民・事業者が連携して取り組んでいる市民運動の象徴として、環境団体をはじめ、事業者や教育関係等、様々な団体と連携して普及啓発を行っている。
- 令和9年度に、「もったいない運動」が第1回もったいない全国大会から20周年の節目を迎えることから、100年先も輝き続ける宇都宮を次世代に残すため、改めて「もったいない」という意識を呼び起こすことによって、市民の環境意識を高め、環境配慮行動の実践者を増やす周年事業を展開する。
- こうしたことから、受注者の持つデザインに関するノウハウや企画力、広報に関する幅広い知識と経験を活用し、効果的なプロモーションの実施業務について広く企画提案を募集するもの。



3 プロポーザルの内容

(1) 件名

宇都宮市もったいない運動20周年記念事業 企画・運營業務委託

(2) 業務内容

「宇都宮市もったいない運動20周年記念事業 企画・運營業務委託 委託仕様書」(以下、「本仕様書」という。)を参照

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

(4) 公募方法

宇都宮市もったいない運動市民会議ホームページ (<https://www.u-mottainai.com/>) に実施要領等を掲載し、提案を公募する。

(5) 業務の期間

仕様書参照

4 参加資格

この企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること

- (1) 本業務の類似業務について実績があり、確実に業務を履行できる者。
- (2) 企画提案において、その公正な執行を妨げない者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合しない者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定するもの）又は暴力団の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則第3条に規定するもの）が、役員就任、経営関与等を行っている団体等でないこと。

※ (2)～(6)については、連携協力企業等（参加する者と協力し、当該参加する者の責任のもとに本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業等においても同様とする。

5 スケジュール

項目	日時	備考
参加申込期間	4/6(月)10:00～ 5/8(金)17:00	電子メールで受付 ※質問受付は <u>4/17(金)15時まで</u>

仕様書等配布期間	4/6(月)10:00~ 5/8(金)17:00	HPにて公開
質問受付期間	4/7(火)10:00~ 4/17(金)15:00	電子メールで提出
質問回答	4/24(金)予定	参加申込者全員に 電子メールで送付
辞退届の提出期限	5/8(金)17:00 まで	電子メールで提出
企画書等提出期限	5/22(金)17:00 まで	持参又は郵送 (必着)で提出
プレゼンテーション	5/28(木)予定	・提案書に基づき 説明すること ・詳細な時間, 場所は 後日通知
審査結果の通知, 契約締結等	6月上旬~中旬	

※ 変更が生じた場合は、速やかに参加申込者あて通知する。

6 参加申請

ア 申込期間

令和8年4月6日(月)午前10時から5月8日(金)午後5時まで(必着)

※質問受付は、4月17日(金)15:00まで(期限厳守)

イ 提出先

上記を以下のとおり電子メールで申し込むこと。

メールアドレス：mottainai@city.utsunomiya.tochigi.jp

メール記載事項：【件名】宇都宮市もったいない運動20周年記念事業
企画・運営業務参加希望

ウ 提出書類

- ①参加申込書兼宣誓書(様式1)
- ②提案者情報書(様式2)
- ③業務実績調書(様式3)

7 質問書

「参加申請書」を提出した者は、企画提案書作成のため、下記のとおり、質

問を行うことができるものとする。

(1) 質問書について

企画提案に係る質問事項については、令和8年4月17日(金)午後3時まで(必着)に様式4を用いて紙文書もしくは電子メールで事務局窓口に提出する。なお、質問が複数回にならないよう可能な限りまとめて提出すること。

(2) 回答について

質問の回答については、全ての参加申請書を提出した者に回答する。

回答にあたっては、電子メールより行うものとし、令和8年4月24日(金)を予定する。なお、質問の回答については、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

(3) 辞退について

「参加申請書」を提出した者は、質問の回答を踏まえ、本件プロポーザルを辞退することができるものとする。

提案の辞退を希望する場合は、令和8年5月8日(金)午後5時まで(必着)に辞退届(様式は任意)を書面により提出すること。

なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

8 提案関係書類の提出

令和8年5月22日(金)午後5時まで(必着)に、下記の提案書類を事務局宛てに提出する。(持参又は郵送)

【提出書類】

No	提出書類	様式	部数	備考
1	企画提案書	任意	12部	仕様書で示した業務内容について、取組の進め等を具体的に記載する。
2	提案物	任意	12部	仕様書で示した提案を求める内容について、具現化した提案物を提出する。
3	参考見積書	任意	12部	本業務に係る経費を明示する。
4	業務実施体制	任意	12部	配置予定の業務監督者、業務担当者等を記載する。
5	予定業者担当者経歴	任意	12部	配置予定の業務監督者、業務担当者等の経歴を記載する。
6	提案者概要	任意	2部	会社概要を記した資料とする。 (既存のパンフレット等も可)

7	事業実績	任意	2部	本業務と同種・類似した業務に関する実績等を記した資料とする。
---	------	----	----	--------------------------------

※ Microsoft office Word または PowerPoint で作成した上記企画提案書類等の電子データをCD-R または DVD-R に格納し，1部提出すること。

(1) 留意事項

- ・ 企画提案書を提出した後の追加・修正は不可とする。
- ・ 予算上限額を超えた提案の場合は失格とし，提案内容の評価は行わない。
- ・ 企画提案に係る費用は参加者の負担とし，提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 参考見積書の作成について

- ・ 本業務に係る見積項目については，下記のとおりとする。
ア) 本仕様書「第3章 特記仕様」に定める内容に係る費用
イ) 本業務の企画提案の実現に要する進行管理等の費用

9 プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時 **令和8年5月28日(木)** ※ 詳細な時間は後日連絡。
- (2) 場 所 宇都宮市役所内会議室(予定) ※ 変更になる可能性があります。
- (3) 説明時間等 持ち時間30分(説明20分程度，質疑応答10分程度)とする。

10 無効となる企画提案書等

提出された企画提案書等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは，これを無効とし，提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- ・ 提出方法，提出先，提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの
- ・ 企画提案上限額を超えた企画提案書及び見積書が提出された場合
- ・ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった場合
- ・ この公募型プロポーザルの公募後，審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた場合

11 審査方法等

(1) 審査方法

- ・ 発注者が設置する審査委員会において，提出書類及びプレゼンテーション選考の内容を総合的に審査し，最優秀者1者及び次点1者を特定する。
- ・ プレゼンテーション選考は非公開とし，会場，時間等は別途連絡する。

- ・ 使用する備品等は、全て提案者で用意すること。ただし、モニター及びコンセントは発注者で準備する。

(2) 審査結果の通知

審査完了後、結果のみを後日参加者全員に通知するとともに、最優秀者を宇都宮市もったいない運動市民会議ウェブサイト上で公表する。また、結果に対する異議は一切受け付けない。

1 2 契約手続き等

本業務の受託者の決定については、最優秀者の特定をもって、提案者の企画内容の全てを了承するものではなく、業務内容、仕様書等の契約内容について発注者と協議のうえ、決定する。なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1 3 問合せ先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市もったいない運動市民会議事務局
(宇都宮市役所12階 環境創造課内)
TEL : 028-632-2404 / FAX : 028-632-5279
Mail : mottainai@city.utsunomiya.tochigi.jp